

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例(令和元年名張市条例第23号、以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存決定(以下、「本決定」という。)の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和3年2月8日(令和3年2月8日受付)

請求内容：開示された請求「ゾーニング」に関して 名課第701号等

名張市独自の評価方式である「ゾーニング」は、数値の根拠資料がないことは公文書で頂いたが、ゾーニングと状況類似の不一致の箇所が多数ある。

1. 明らかなゾーニング範囲の誤りである。状況類似とゾーニングを担当する外注業者は同じであるが、状況類似とゾーニングが不一致。外注業者からの誤り、修正に関する説明資料、修正資料の提出はされたのか？外注業者からの誤りの説明、修正に関する書面及び修正箇所の資料を求める。(修正前の資料はすでに開示済みで、修正された部分に関する資料の開示を求める)

実施機関の処分：令和3年2月26日付け名課第2370号(不存決定)

3 実施機関の説明趣旨

当市は、公開請求された公文書を、名張市のゾーニング範囲に誤りがあるものとした場合における、評価替え支援事業者からの①誤り、②修正に関する説明資料、③修正資料と特定した。

一般社団法人資産評価システム研究センターがホームページ上で公開している全国地価マップ等の状況類似地域等の境界表示の誤りを修正する際には、当市の指示により評価替え支援事業者がデータを作成するが、当該データは名張市が所持しない専門ソフトにおいてのみ閲覧できるものであることから、修正データは当該事業者から研究センターへ直接送付することとしている。

このことから、当市は審査請求人が公開を求める公文書を保有していないため、不存決定を行った。

4 審査請求理由

全国地価マップの状況類似地域等の修正データを評価替え支援事業者から一般社団法人資産評価システム研究センターへ直接送付するという事は、名張市において文書が存在しないことになる。修正は評価額に大きく影響するにも関わらず、名張市はその修正を評価替え支援事業者に丸投げで、その記録を残していないということか。当該事業者の誤りを市の記録から削除する理由、誤りの内容や修正の内容、名張市が当該事業者に指示した記録を残さない理由が理解できない。名張市は当該事業者に対して、誤りの整理や報告、正しい成果品の提出を求めているということになる。状況類似地域等とゾーニングの範囲の異なる箇所を整理し、どちらを優先しているのかを整理し、開示することを求める。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定について

審査請求人は、評価替え支援事業者からの誤りや修正に係る資料を公開請求しており、それについて実施機関は不存在決定をしているが、審査請求の主旨は全国地価マップの状況類似地域等とゾーニングの不一致に対する問題提起である。

上記(1)基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開の可否を審査するものであり、実施機関における業務自体の是非を審査する権限を持たない。

本件審査請求は条例の主旨に沿わないものであり、現に実施機関は当該公文書を保有していないことから、不存在決定は妥当と判断する。

(2) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|------------------------------|
| 令和3年 6月14日 | 諮問 |
| 令和3年 8月 3日 | 令和3年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査 |
| 令和3年 8月 4日 | 答申 |

7 審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 等 |
|--------|--------|-------------------|
| 会長職務代理 | 木村 那津子 | 楠井法律事務所 弁護士 |
| 委 員 | 中野 栄蔵 | 名張市シルバー人材センター 理事長 |
| 委 員 | 高嶋 雅子 | 人権擁護委員 |